



家屋補充課税台帳登録を変更するには、表面に必要事項を記入・捺印していただく他に、次の書類を提出していただく必要があります。

## 添付書類

- ① 「遺産相続」による変更の場合
  - ・ 相続関係図の写し（又は旧所有者の出生から死亡までの戸籍謄本（写し可））
  - ・ 新所有者の印鑑登録証明書（写し可）
  - ・ 相続人（相続権を有する方）全員分の印鑑登録証明書（写し可）
- ② 「遺贈」による変更の場合（遺言執行者がいる場合）
  - ・ 遺言書の写し
  - ・ 新所有者の印鑑登録証明書（写し可）
  - ・ 遺言執行者の印鑑登録証明書（写し可）
- ③ 「遺贈」による変更の場合（遺言執行者がいない場合）
  - ・ 遺言書の写し
  - ・ 新所有者の印鑑登録証明書（写し可）
  - ・ 相続人（相続権を有する方）全員分の印鑑登録証明書（写し可）

## 注意事項

- ・ 賦課期日（1月1日）までに受け付けられた変更届に限り、翌年度から課税に反映されます。
- ・ 変更届の提出がない場合は、前所有者に課税することになります。
- ・ 登記物件や土地の名義変更は法務局での手続きとなります。
- ・ その他の事由による変更の場合やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

佐野市役所 資産税課  
TEL 0283-20-3009（直通）